

建設汚泥の処理と建設汚泥処理土の利用指針

（目 的）

第1条 建設工事に伴い副次的に得られる建設汚泥の抑制を図るとともに、建設汚泥を再生した建設汚泥処理土を積極的に利用し、環境保全ならびに建設事業の円滑な推進を行うものとする。

（適用範囲）

第2条 原則として、熊本市が発注する土木工事に適用する。

（適用基準等）

第3条 建設汚泥の品質規格等の基準は次の各号による。

- （1）リサイクル原則化ルール（平成18年6月12日、国土交通省）
- （2）建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（平成18年6月12日、国土交通省）
- （3）建設汚泥の再生利用に関する実施要領（平成18年6月12日、国土交通省）
- （4）建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月12日、国土交通省）
- （5）建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針（平成17年7月25日、環境省）
- （6）建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方（平成18年7月4日、環境省）
- （7）土木工事共通仕様書（熊本市）
- （8）熊本市グリーン購入指針（熊本市 環境局 環境推進部 脱炭素戦略課）
- （9）熊本県グリーン購入推進方針（熊本県 環境生活部）
- （10）その他工事に準用する基準書・仕様書等

（基本方針）

第4条 建設汚泥に係るリサイクルの基本方針としては、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）における基本的な考え方を原則とし、次の取扱いとする。

なお、発生した建設汚泥については、廃棄物処理法に基づいて適正な処理を行わなければならない。

- （1）まず、建設汚泥の発生抑制（リデュース）を徹底する。
- （2）次に、建設汚泥は、原状で再使用（リユース）するのは困難であるため、再生して原料として利用する再生利用（マテリアル・リサイクル）を促進する。
- （3）最後にこれらの循環的な利用が行われないものについては、最終処分を行い適正処理を推進する。
なお、処分に当たっては、縮減することができるものについては縮減に努めるものとする。

（自ら利用）

第5条 発生した建設汚泥を同一の元請業者が現場内で再生利用する場合及び排出側工事と利用側工事の元請業者が同一の場合は自ら利用ができることとされており、取扱いは「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン6.（1）自ら利用」によるものとする。

（工事現場からの搬出）

第6条 建設工事に伴い発生した建設汚泥を工事現場から搬出する場合は、原則として以下の①～③のいずれかの方法をとる。この場合、経済性にかかわらず実施するものとする。

- ①建設汚泥処理土として再生利用させるため、他の建設工事現場に搬出する（搬出元の工事現場または搬出先の工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合に限る）。
- ②他の建設工事にて建設汚泥処理土として再生利用させるため、再資源化施設に搬出する。

③製品化させるため、再資源化施設に搬出する。

ただし、①、③において工事現場から50kmの範囲内に他の建設工事現場や再資源化施設がない場合、②において再資源化施設を経由した他の建設工事現場までの運搬距離の合計が50kmを越える場合、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合には、縮減（脱水等）を行った上で最終処分することができる。

（最終処分）

第7条 第5条及び第6条によっても再生利用が困難な建設汚泥については、現場内もしくは中間処理施設にて必ず廃棄物の処理基準に基づく脱水等の縮減を行った上で最終処分すること。

（建設汚泥処理土の利用）

第8条 工事現場から50kmの範囲内に建設汚泥（建設汚泥が発生する工事現場または当該工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土として改良が可能な場合）を搬出する他の建設工事もしくは建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合は、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として建設汚泥処理土を利用する。

（再生利用制度の活用）

第9条 建設汚泥を工事間利用する場合は再生利用制度を活用するものとする。

活用には、熊本市長の指定等が必要となり、申請は建設汚泥を中間処理する「排出側工事受注者、利用側工事受注者、廃棄物中間処理業者」のいずれかが行うことになるが、指定には相当の時間を要するため、排出側工事の発注者は、工事発注前のできる限り早い段階から事業ごみ対策課に事前相談を行うこと。

搬出側工事の発注者は、利用側工事の発注者と調整し、利用工事が決定した場合、「様式1 建設汚泥の工事間利用に関する確認書」を作成すること。

利用側工事受注者あるいは廃棄物処理業者が申請することになっても、排出側工事受注者は申請に主体的に取り組むこと。

（建設汚泥処理土の品質基準）

第10条 建設汚泥処理土の利用にあたっては、利用用途に応じて下記基準を満足していること。建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月12日付け 国官技第50号）

（建設汚泥処理土の環境保全上の基準）

第11条 建設汚泥処理土の利用にあたっての環境保全上の判断基準及び環境配慮事項についての適合性は、熊本市グリーン購入指針によること。

（建設発生土情報交換システムの利用）

第12条 建設汚泥を搬出する全ての工事は、建設発生土情報交換システムへの登録を原則とする。ただし、次に掲げるものは登録を省略することができる。

・建設汚泥の搬出量が1,000t未満のもの。

使用にあたっては、建設発生土情報交換システムの運用について（令和6年12月4日付け 技管発第281号）を参照するものとする。

本システムにより入力・検索が行われ、その結果が設計書に反映されているかの確認は、「熊本市公共（建設）工事設計書照査要領」により照査実施者（担当主査）が行うものとする。

（積算）

第13条 積算についての取扱いは次によるものとする。

1 再生利用制度を活用する場合

利用側工事の求める品質等を満足させるために必要な改良費用及び利用側工事現場までの運搬費用については、原則として排出側工事に計上するものとする。

また、処理方法に応じ、適正な費用を計上するものとする。

2 建設汚泥処理土の購入について

- (1) 工事現場から50kmの範囲内に建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合は、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として建設汚泥処理土の使用を計上するものとする。
- (2) 建設汚泥処理土の価格は、熊本市実施設計単価を使用する。
- (3) 建設工事発注後、建設汚泥処理土の在庫の有無等により購入土を使用せざるを得ない場合は、当該再資源化施設に建設汚泥処理土の在庫の有無を確認し、「報告・協議書」又は「指示書」により、購入土への設計変更を行う。(在庫が無い旨の証明書等は必要としない)

3 建設汚泥の搬出について

- (1) 経済的な再資源化施設への搬出に必要となる費用(積込み及び運搬費用)を土木工事積算基準書に基づき計上する。
なお、処分先は積算上の条件明示であり、特定の再資源化施設を指定するものではない。
- (2) 再資源化施設の検索は、建設副産物情報交換システムを使用する。
- (3) 再資源化施設の受入れ費用(処分費)は、熊本市実施設計単価表の処分費を使用する。
- (4) 再資源化施設への搬出先が受注者の都合により変更になったとしても積算上の変更は原則として行わない。

(条件明示)

第14条 「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」及び「建設汚泥の再生利用に関する実施要領」の遵守及び以下の事項を特記仕様書にて明示すること。

- ・建設汚泥の現場内利用、工事間利用、建設汚泥処理土の利用など発注前段階で決定した事項。
- ・建設汚泥処理土の利用が満たすべき品質基準及び生活環境保全上の基準。
- ・建設汚泥が発生する場合は自ら利用等の処理方法を問わず全て、元請業者に「建設系廃棄物マニフェスト」の発行を求めること。

(雑 則)

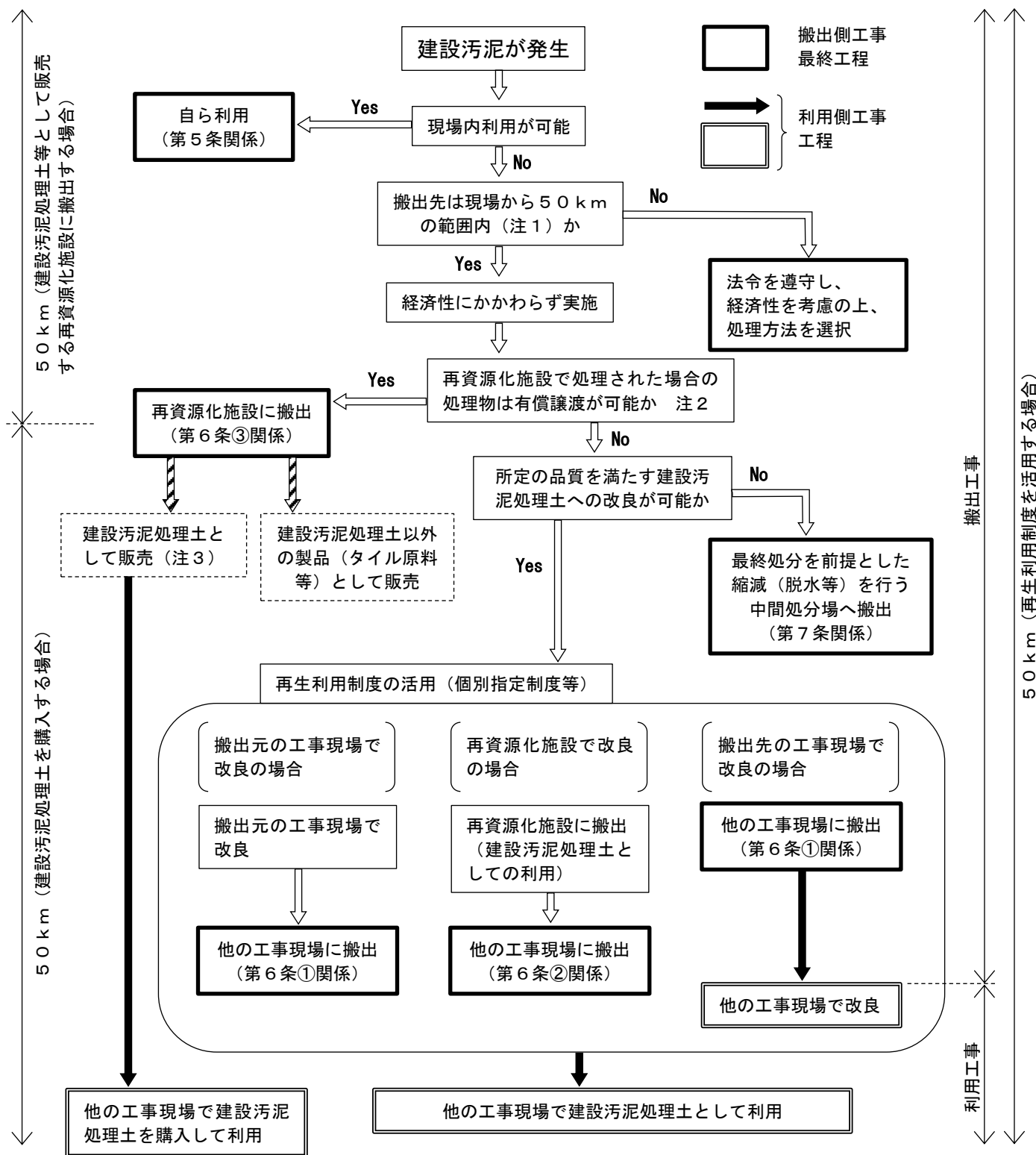
第15条 この指針に定めのない事項については、必要に応じて事業主管課及び技術管理課と協議する。

(附 則)

この指針は令和2年(2020年)4月1日より施行する。

この指針は令和7年(2025年)1月1日より施行する。

建設汚泥の処理フロー（第5条から第8条関係）



- (注) 1 再資源化施設で建設汚泥処理土として再生し、他の工事現場に搬出する場合の距離は、再資源化施設を経由した他の工事現場までの運搬距離の合計（合計50km）
- 2 再資源化施設等で処理された処理物が有価物として他の者に販売されることを意味する。再資源化施設における建設汚泥処理物が縮減しただけで最終処分されることのないよう、確実かつ適正な製品化および販売を行っている再資源化施設へ搬出すること。
- 3 建設汚泥処理土とは、建設汚泥について脱水、乾燥、安定処理等の改良を行い、土質材料として利用できる性状としたもの。

(様式1)

建設汚泥の工事間利用に関する確認書

令和 年 月 日

甲 印

乙 印

甲及び乙は、下記の通り、甲発注工事において発生する建設汚泥を、乙発注工事において建設汚泥処理土として利用する予定であることについて、確認する。

建設汚泥の 排出を予定 している工 事 (甲発注)	工事件名					
	工事場所					
	工事概要					
	担 当 者	部課係名				
		担当者名				
		連絡先				
建設汚泥処 理土の利用 を予定して いる工事 (乙発注)	工事件名					
	工事場所					
	工事概要					
	担 当 者	部課係名				
		担当者名				
		連絡先				
工事間利用 の概要	工事間利用 予定量	排出予定量	m ³ t			
		利用予定量	m ³ t			
	排出予定時期		令和 年 月 ~ 令和 年 月			
	利用予定時期		令和 年 月 ~ 令和 年 月			
	利用用途					
	処理土の品質					

※工事間利用予定量、排出・利用予定時期は、本工事間利用に関係する分のみである。